

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（気象等の条件の見直しに伴うⅢ章変更）に係る面談
2. 日時：令和5年7月25日（火）15時30分～17時50分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
新井安全審査官、石井安全審査官、山下専門職、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当3名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当5名（Web会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（気象等の条件の見直しに伴うⅢ章変更）について、資料に基づき、主に本年6月29日の面談において指摘した事項に対する回答の説明があった。

○原子力規制庁は、説明を受けた内容について、主に以下のコメントを伝えた。

（気象条件の変更について）

- 風向頻度及び風速分布出現頻度について、1979年度の気象データに関する異常年検定（以下「異常年検定」という。）において棄却された風向及び風速に対し、2009年度から2021年度までの経年変化をグラフで示しているが、棄却されなかった風向及び風速についても同様に示すこと。
- 近年の気象データを用いた異常年検定において棄却数が多くなった理由として、2016年度頃から敷地内にタンク及び建屋が増え始めたこととしているが、敷地内のタンク等の設置状況の変遷を示すこと。また、棄却されている風向及び風速に偏りがある点についても、関連して説明すること。
- 異常年検定における27項目の検定に際しては危険率を5%としているが、気象データ全体を異常と判断する基準について、危険率5%を考慮して棄却数が4項目以上である場合としていることの妥当性について説明すること。
- 異常年検定における棄却上限及び下限の算出方法について示すこと。
- 異常年検定結果において、2010年度のデータの欠測率が高いと判断した根拠を示すこと。
- 今後の安全評価に用いる気象データを2020年度のものとした根拠について、2020年直近の気象データの検定結果との比較も含めてその妥当性を示すこと。
- 気象条件を示した資料について、既許可の設置許可申請書及び現行実施計画との比較表などを作成することにより、今回の申請で変更又は記載の適正化とする箇所を明確に示すこと。また、当該箇所について、発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針に対する適合性又は記載の適正化とする理由を示すこと。

- 気象データの敷地内観測点に設置されている気象測器の現場設置状況について近接する建物との位置関係がわかるよう資料に示すこと。また、各気象測器による観測頻度、観測データの伝送経路、データ表示場所、記録方式など、気象条件の評価に使用する観測データの取扱及び管理方法について説明すること。

(その他の評価条件及び計算方法の変更について)

- 現行の5・6号機における有効高さ H_e は、放出源高さ H_0 と吹上高さ ΔH を足し合わせたものから、過去の風洞実験による調整分(最大55m分)を差し引いて算出しているが、今回の有効高さは、風洞実験による調整分を評価せず、上記の H_e から単純に吹上高さ ΔH を差し引いて算出していることから、改めて放出源の有効高さの妥当性等を検討するための風洞実験の必要性の有無について説明するとともに、必要がないとする場合は、風洞実験と同等の検証方法により、放出源の有効高さが妥当であることを示すこと。
- 今回の申請で変更する地表に沈着した放射性物質による実効線量及び降水期間における放射性物質の沈着量の計算方法について、その違いを示すとともに、当該計算式の出典、その適用範囲及び適用実績を示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項についてへの適合性について(実効線量の評価に用いる気象条件、評価方法及び評価条件の変更に伴う敷地境界線量等の変更並びに放射性気体廃棄物の管理に関する変更)
- 指摘事項リスト(まとめ資料)

以上